

## 公告第 31 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 8 年 4 月 23 日

郡山市長 椎根 健雄

### 第 1 業務概要

- 1 工 事 名 郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事
- 2 工 事 概 要 郡山市西庁舎の空調設備等について、「郡山市気候変動対策総合戦略」を踏まえ、Net Zero Energy Building（以下「ZEB」という。）基準に適合した改修工事を実施する。
- 3 履 行 期 間 郡山市議会の議決を得た日の翌日から令和 12 年 1 月 18 日まで
- 4 提案上限金額 ¥2,547,492,200 円（消費税及び地方消費税を含む。以下「税込」という。）。  
ただし、内訳及び上限金額は以下のとおり。
  - (1) 設 計 業 務 ¥80,440,800 円（税込）
  - (2) 工事監理業務 ¥28,351,400 円（税込）
  - (3) 改 修 工 事 ¥2,438,700,000 円（税込）

### 第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は複数企業の構成員で構成される共同企業体のいずれかであって、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 共通する参加資格要件
  - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
  - (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
  - (5) 参加申込書提出期限時点で、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和 6 年 9 月 6 日制定。以下「要綱」という。）に基づき認定を受けた令和 7・8 年度競争入札参加有資格業者名簿において、「測量等」の「建築設計」及び「建設工事」の「管」の登録があること。また、共同企業体の場合は、設計・工事監理業務を担当する者は「測量等」の「建築設計」、改修工事を担当する者は「建設工事」の「管」の登録があること。
  - (6) 一般社団法人環境共創イニシアチブが公募する ZEB プランナーに登録されている者であること。なお、共同企業体の場合は、構成員のうち 1 者以上が登録されていること。

## 2 業務別の参加資格要件

### (1) 設計業務及び工事監理業務

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

イ 公告した日から過去 10 年間に、公共施設の省エネルギー基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合させるための改修事業又は ZEB 化可能性調査業務（以下「省エネ改修事業等」という。）を履行した実績があること。また、共同企業体の場合は、構成員のいずれかが、公告した日から過去 10 年間に、公共施設の省エネ改修事業等を履行した実績があること（共同企業体での実績も含む。）。

### (2) 改修工事

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受け、要綱別記第 2 の 2 に定める総合点又は総合評定値がイの要件を満たすこと。また、共同企業体の場合は、工事を担う構成員が受け持つ工事区分に応じた建設業法に基づく特定建設業の許可を受け、各々総合点又は総合評定値がイの要件を満たすこと。

イ 郡山市の令和 7・8 年度入札参加有資格業者のうち、郡山市内に本店を有する者については、管工事に係る総合点が 740 点以上、郡山市内に本店を有しない者については、令和 7・8 年度入札参加資格審査申請時に提出した経営事項審査の結果の管工事に係る総合評定値が 740 点以上であること。

ウ 公告した日から過去 10 年間に、延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物における執務並行改修の施工実績があること。

## 3 業務別の配置技術者の資格要件

### (1) 設計業務

ア 設計業務管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。

イ 設計業務管理技術者は、ZEB プランナーに登録されている事業者から配置すること。

ウ 設計業務各担当技術者は、公共施設の省エネ改修事業等の実績を有すること。

### (2) 工事監理業務

ア 工事監理業務管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。

イ 工事監理業務管理技術者は、ZEB プランナーに登録されている事業者から配置すること。

ウ 工事監理業務各担当技術者は、公共施設の省エネ改修事業等の実績を有すること。

### (3) 改修工事

監理技術者（主任技術者）は、建設業法に規定される監理技術者資格者証（一級管工事施工管理技士）を有すること。

## 第 3 実施要領等の入手方法

実施要領、仕様書及び様式は郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/list87-226.html>

## 第 4 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市総務部総務法務課庁舎車両係

電話 024-924-2055

メールアドレス [soumu-chousha@city.koriyama.lg.jp](mailto:soumu-chousha@city.koriyama.lg.jp)

## 第5 参加申込書及び企画提案書の提出

- 1 提出期限 参加申込書 令和8年5月29日(金) 17時15分まで  
企画提案書 令和8年6月22日(月) 17時15分まで
- 2 提出場所 郡山市役所本庁舎北1号棟1階 郡山市総務部総務法務課庁舎車両係
- 3 提出方法 持参又は郵送にて提出する。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日を除く日の8時30分から17時15分までの受付とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに到着したものを有効とする。また、提出書類の電子データを保存したCDも併せて提出すること。

## 第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領に示した条件に違反した場合
- 4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 5 提案価格見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

## 第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 郡山市西庁舎 ZEB 化改修工事に係るプロポーザル選定委員会設置要綱(令和8年3月10日制定)に基づき設置する委員会(以下「選定委員会」という。)において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本事業の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。  
なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
  - (1) 事業者名
  - (2) 契約候補者名及び次順位者名
  - (3) 各参加者の評価点
  - (4) 審査の経過及び選定委員

## 第8 契約条件

- 1 提出された提案書等について委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。ただし、契約候補者の決定をもって提案書等に記載された内容を契約内容として承認するものではない。  
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者と協議を整え、令和8年8月上旬までに仮契約の締結を予定している。なお、本契約は仮契約締結後に開催される郡山市議会における契約の議決を経て成立する。
- 3 契約候補者の特定から契約締結までに「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 4 契約保証金については、郡山市契約規則(昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。)の定めるところにより、納付を証するものを契約書に付して提出すること。ただし、契約候補者が

保険会社との間に郡山市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、かつ契約候補者が当該保険証書を郡山市に提出した場合は、規則第8条第1項第2号により免除する。

5 契約書の作成を要する。

6 支払条件は、次のとおりとする。

(1) 設計業務及び工事監理業務

ア 前金払 有り

イ 中間前金払 無し

ウ 部分払 無し

(2) 改修工事

ア 前金払 有り

イ 中間前金払 有り

ウ 部分払 有り

## 第9 その他

1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 企画提案書に関するプレゼンテーションを実施する。

3 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。

4 提出された書類は返却しない。

5 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

6 その他必要な事項は、規則及び実施要領による。